

2001年3月7日

## 東京外国為替市場委員会第41回会合議事録

開催日時	2001年2月20日13:00～15:30
場 所	日本銀行本店新館9階大会議室
議 長	住田 知正(東京三菱銀行)
副 議 長	大倉 孝 (バークレイズ銀行)
副 議 長	花井 健 (日本興業銀行)
書 記	西川 広親(日本銀行)
参加委員数	15名(別紙)

### 1. 委員会運営の件

運営小委員会の加藤委員より、委員会運営の見直し、海外市場委員会との交流等に関し、運営小委員会で行われた議論について、報告がありました。これを受けて討議の結果、以下の通り決定致しました。

#### (1) 委員会運営の見直し

##### ① 委員所属機関同士の合併・統合が完了したとされる時点の定義

合併・統合が外形から明確に確認できる事象(例:同一の法人組織になる)が発生した場合、その事象が発生した時点とする。明確に確認できない場合は、委員からの申告に基くものとする。

##### ② 委員会構成におけるバランス

委員を選任する際には、予め所属機関の業態や主たる活動地域によって一定の枠を設けたり、公募の段階で条件とすることはしない。

—— より幅広い層の市場参加者の見解を代弁する必要性等に鑑みて、所属機関の業態や主たる活動地域のバランスにもある程度、配意が必要ではあるが、個人資格でのフォーラムである以上、あくまで候補者個々人に期待し得る貢献という観点で、所信表明等を踏まえて選任するのが原則。

##### ③ 小委員会活動

本委員会が必要と認められたテーマについて、随時小委員会を組成し、本会でその活動報告を行う。本委員会では、毎会合時に小委員会から活動報告を受け、役割を終えたもの、当面具体的活動が発生する見込みのないものは廃止する。

## (2) 海外市場委員会との交流

- ① 議事録(英訳版)を、現在送付している先以外の市場委員会(特にアジア、環太平洋地区)に拡大する。
- ② 委員が海外に出張した際には、現地の市場委員会の主要メンバーと面談する機会を設けるように努める。  
—— 市場委間の接点を増やし、情報チャネルを多元化。
- ③ 海外市場委員会と、執行部の連絡先を交換する。
- ④ ニューヨーク外国為替委員会、シンガポール外国為替市場委員会とは、両委員会の合同会合へのオブザーバー派遣等も含めて引き続き緊密に連絡を取る。

## (3) 広報活動

重要事項を速やかにかつ幅広く東京市場参加者に周知する必要がある場合は、日本フォレックス・クラブのホームページ経由で同クラブ会員に電子メールを送付することができるよう、同クラブに検討方依頼する。

## (4) オブザーバーの位置付け

本委員会への随時の出席が認められるオブザーバーの就任形態について、①本会委員の空席待ち候補者、②異動により委員を辞任した後、次回選挙に異動先から立候補を予定している者、の他に、③執行部を務める委員は、補佐役としてオブザーバーを指名し、本委員会の承認を得て会合に出席させることができるものとする。

## 2. ユーロ円預金の金利計算方法

野口オブザーバーより、円預金金利計算時の端数処理に関し国内と海外の慣行に相違\*があり、現在JOMでは2つの処理方法(切り捨てと四捨五入)が並存しているため、一部で混乱を招いているとの報告がありました。これに対し、複数の委員から、「端数処理方法は統一することが望ましいが、事はユーロ円取引に止まらず本邦金融機関の端数処理に関する方針全般に関わるものであり、かつ各金融機関のシステムが異なる端数処理方法に対応できる仕様になっていない場合、話は簡単ではない」との認識が示されました。

- \* 国内円市場では切り捨て、海外市場では四捨五入が一般慣行。両者の中間的な位置にあるJOMユーロ円取引では、従来から切り捨てと四捨五入が混在していたため、ボイス・ブローカーでは、金融機関別に採用方式を把握し、端数処理方法が異なる先のマッチングを回避してきた経緯。

本件については、当委員会の検討テーマとして採り上げることとなりました。

## 3. 小委員会活動見直し、NY外為委員会への回答の件

### (1) 小委員会の活動状況

各小委員会より、最近の活動状況が報告されました。

①教育・広報小委員会(渡辺小委員長)

ホームページ維持管理担当として、インドネシア・ルピア取引規制等に関する情報を随時掲載。近々、次回フォレックス・セミナーの準備に着手予定。

②市場取引に関する小委員会(酒匂小委員長)

電子ブローキング・システム問題を1998年2月に取り上げた後、活動休止中。

③リスク管理問題小委員会(高松小委員長)

昨年央まで、EMTAのアジア通貨NDFに関する検討作業をモニターしていたが、本件を各金融機関の個別対応に委ねることが決定してからは、小委員長が時折海外の状況について報告した以外、活動実績無し。

④法律問題小委員会(小林小委員長)

1998 Definitionsの解説資料Draftについて、事務局が各執筆担当チームを個別に往訪し、内容や表現の統一に関し調整中。

⑤CFD小委員会(菅田小委員長)

ロンドンで実施されているロイター、BBAテスト状況等をモニターしているが、前回合時点から大きな進展はない模様。

⑥Model Code小委員会<sup>1</sup>(中島小委員長)

現在、Model Codeと東京Code of Conduct(Orange Book)の内容を照合し、相違点についてOrange Book改訂の要否を検討する作業を実施中。9月までに同作業を終了する予定。

## (2)NY外為委員会からの照会

小林オブザーバーより、ニューヨーク外国為替委員会からの照会メールについて、以下の通り報告がありました。

- ① 同委員会は、電子商取引、NDF、資本規制により生じる諸問題に関する小委員会を立ちあげる予定である。また、同委員会では、上記3テーマおよび外為スポット決済のT+1化問題に関し、海外市場委員会の検討状況に関心があるとしている。
- ② 当委員会としては、以上の各テーマに関する取組方針を早急に検討の上、NY外為委員会に連絡することが適当と思われる。

## (3)今後の検討テーマ、小委員会構成の見直し

以上を踏まえ、今後の検討テーマ、小委員会構成について議論を行いました。その結果、足元活動していない小委員会については、新しく採用される検討テーマに即した形で統廃合・再編成を行う方針が了承されました。新たな検討テーマ、および具体的な小委員会の構成については、運営小委員会で検討することとなりました。

---

<sup>1</sup> Model Code ワーキンググループを、今回合会から小委員会に変更。

#### 4. インドネシアにおける為替関連新規制等

小林オブザーバーより、2月21日に、インドネシア中央銀行の Goeltom 副総裁、Sukada 為替局長を迎えて開催する運びとなった標記規制に関する説明会<sup>2</sup>の運営方法について、問題提起がありました。同会合については、その模様を当委員会のホームページ上で公表するほか、議長による当委員会活動の紹介新聞インタビュー(2月22日)の中でも言及することとなりました。新聞インタビューでの言及については、タイミング的に本件が掲載される可能性は小さいものの、最も新しくかつ国際的な活動であることから、マスコミによる当委員会の認知度を高めるためにも有意義との意見が示されました。

#### 5. Model Code 見直しの件

Model Code 小委員会委員長の中島委員より、Model Code の第2章に関し、東京 Code of Conduct (Orange Book)との相違点、および Orange Book 改訂の要否について報告がありました。第2章に関しては、Orange Book に追加しなければならない条項はないものの、制限される個人勘定による取引については、Orange Book 第9条が本人のみを対象としているのに対し、Model Code では「家族名義、その他関係者」まで網羅されているため、同文言を Orange Book の注意書きに加える方針が提案され、承認されました。また、Orange Book における Money Laundering 条項(第13条)に引用されている法令、全銀協通達の名称等が変更されていないことを、法律小委員会が確認することになりました。

#### 6. その他

##### (1) FX Guidelines について

小林オブザーバーより、FX Guidelines を起草した民間有志のワーキンググループが、2月22日にロンドンで、同ガイドラインを公表する予定である旨の報告がありました。議論の結果、当委員会としても同ガイドラインを endorse することで一致しました。

##### (2) タイにおける為替取引の報告義務強化について

高松委員より、タイ中央銀行がバーツ取引に関する報告義務を強化した件につき、以下の通り報告がありました。

- ① タイ中銀の外銀に対する説明(2月16日)によると、今回の措置は報告義務の強化に止まり、当初一部で噂されていたようなインドネシア並みの規制導入とはなっていない。
- ② しかし、3月1日以降、オンショアとオフショアでバーツの取引をした場合は、取引相手名その他、取引の背景、ポジションが傾いた場合にはその金額や足の長さ、ポジションを取る理由に至るまで、詳細な報告を求められる。
- ③ 今回の措置に関する文書での通知は、タイ語による文書が現地バックオフィスに届けられたのみである。

---

<sup>2</sup> 詳細については、当委員会のホームページに掲載。

委員からは、「当局への報告とはいえ、顧客との契約に於る守秘義務条項に鑑みると、予め取引内容をタイ中銀に開示することに関し、顧客から同意レターを取り付けておく必要があるのではないかと思っている」、「タイ・パーツ関連取引の金額、件数はインドネシア・ルピアよりも遥かに多いため、万一インドネシア並みの規制が導入されたら、混乱はインドネシアによる規制の比ではない」等の意見が聞かれ、委員一同、「今回の発表内容に決して安心出来るものではなく、今後の動向については引き続き注視していくことが必要」との見解で一致しました。

### (3) オブザーバーの交代

住田議長、西川書記から、両委員が指名するオブザーバーについて下記の交替が申請され、承認されました。

旧オブザーバー		新オブザーバー
安田 正道 氏（東京三菱銀行）	→	居村 元 氏（東京三菱銀行）
小林 一夫 氏（日本銀行）	→	川添 敬 氏（日本銀行）

また、小林オブザーバーからは、法律問題小委員会の小委員長も辞任する意向が示されたため、後任については、運営小委員会で検討することとなりました。

以 上

東京外国為替市場委員会委員名簿(2月21日現在)

<委員>

議長	○住田 知正	(東京三菱銀行)
副議長	○花井 健	(日本興業銀行)
副議長	○大倉 孝	(ハークレイズ銀行)
書記	○西川 広親	(日本銀行)
運営小委員長	○加藤 博光	(野村証券)
教育・広報小委員長	○渡辺 秀典	(第一勧業銀行)
市場取引に関する小委員長	○酒匂 隆雄	(UBS 銀行)
リスク管理小委員長	○高松 力	(チェース・マンハッタン銀行)
CFD に関する小委員長	○菅田 克彦	(富士銀行)
Model Code 小委員会委員長	○中島 尚彦	(スタンダードチャータード銀行)
	○野手 弘一	(住友銀行)
	石川 栄一	(イービーエス・ディーリング・リソース・ジャパン)
	神田 紀昭	(ロイター・ジャパン)
	伊藤 一雄	(トウキョウフォレックス上田ハーロー)
	○今井 雅人	(三和銀行)
	○金上 孝	(三菱信託銀行)
	○小林 和成	(ステート・ストリート銀行)
	○文野 政和	(さくら銀行)

<オブザーバー>

	○野口 嘉彦	(マネー・ブローカーズ・アソシエーション)
法律問題小委員長	○小林 一夫	(日本銀行)
	○安田 正道	(東京三菱銀行)

(注) 敬称略(順不同)。○は今回出席。